

【ミャンマー】 総選挙の結果とミャンマー情勢

海外立法情報課・大友 有

* 2010年11月7日、ミャンマーでは20年ぶりの総選挙が実施され、当初の予想どおり、軍事政権が総選挙のために創設した「連邦団結発展党」が約8割の議席を制することとなった。総選挙の概要、国際社会の反応、民主化指導者アウン・サン・スー・チー氏の動向を含め、総選挙後のミャンマー情勢について紹介する。

11月7日総選挙概要

<ミャンマー連邦議会の構成>

ミャンマー連邦議会は、下院にあたる国民代表院 440 議席と上院にあたる民族代表院 224 議席により構成されている（注1）。各議会は、憲法の規定により、議席の最大4分の1は、国軍司令官が指名することとなっており、国民代表院については440議席中110議席（憲法第109条(b))、民族代表院については224議席中56議席（憲法第141条(b))が国軍司令官による指名枠となる。そのため、選挙では、国民代表院の民選枠330議席、民族代表院の民選枠168議席が小選挙区制により争われる。

また、地方議会については、14地域・州（注2）を対象に、全888議席中223議席が国軍司令官による指名枠となり、民選枠は665議席となる。このなかには、少数民族枠として29議席が含まれている。任期はいずれの議会も5年である。

<選挙結果>

2010年11月7日に実施された総選挙には、政党法に基づき登録された42政党のうち、37政党が参加し（注3）、連邦議会、地方議会を合わせた候補者総数は3,069人、投票率は、国民代表院選挙が77.26%、民族代表院選挙が76.78%であった。また、連邦議会と地方議会を合わせた1,163選挙区のうち、1,154選挙区で選挙が実施された（注4）。今回の総選挙に参加した37政党のうち、前回の1990年の総選挙時から継続している政党は4政党、今回の総選挙にむけ新たに創設された政党は33政党である。民主化指導者アウン・サン・スー・チー氏（以下、スー・チー氏）が率い、かつて最大野党であった「国民民主連盟（National League for Democracy: NLD）」は、2008年憲法が非民主的であること、また、新たに制定された選挙法がスー・チー氏を総選挙から排除するものであるとして、総選挙をボイコットした。

選挙の結果、第1党となったのは、軍事政権が総選挙のために設立した「連邦団結発展党（Union Solidarity and Development Party: USDP）」で、連邦議会と地方議会を合わせた1,154議席中883議席（76.5%）を獲得した。その内訳は、連邦議会で493議席中388議席（78.7%）（国民代表院：259議席（79.6%）／民族代表院：129議席（76.7%））、地方議会で661議席中495議席（74.8%）となっている。続いて第2党となったのは親軍政の「国民統一党（National Unity Party: NUP）」で、65議席

(5.5%)、第3党と第4党には、いずれも反軍政の少数民族政党である「シャン民族民主党 (Shan Nationalities Democratic Party: SNDP)」と「ラカイン民族発展党 (Rakhine Nationalities Development Party: RNDP)」が入り、SNDPは57議席(4.9%)、RNDPは35議席(3.0%)を獲得した。

一方で、NLDから分派した「国民民主勢力 (National Democratic Force: NDF)」は162人が立候補したものの、16議席(1.4%)を獲得するにとどまった。親軍政政党の圧倒的勝利に対し、NDF等の野党の一部は、選挙において不正行為があったとして、選挙管理委員会に異議を申し立てる方針を示している(注5)。

<大統領の選出と新政権の樹立>

総選挙後90日以内に国民代表院が招集され(憲法第123条)、それから7日以内に民族代表院が招集される(憲法第154条(b))。大統領は、国民代表院招集の日から15日以内に開催される連邦議会(憲法第78条)の第1回通常議会において選出され、新たな政権が樹立されることとなる。大統領は、国民代表院の民選議員、民族代表院の民選議員、両院の国軍議員の3つのグループからそれぞれ1人ずつ大統領候補が出され、連邦議会において多数決で大統領が選出される。

憲法は、大統領の資格として「連邦の政治的、行政的、経済的及び軍事的な問題に十分に精通している」ことを要求しており(憲法第59条(d))、新憲法のもと新たな国家元首として選出される大統領には、軍人経験者が就くことが予想されている。なかでも、軍籍を維持し、総選挙に立候補しなかったタン・シュエ国家平和発展評議会(State Peace and Development Council: SPDC)議長の去就が注目されている。

国際社会の反応

今回のミャンマーの総選挙について、国際社会はどのような反応を示しているのだろうか。

ミャンマーを加盟国とするASEANは、「民主化に向けた重要な一歩」として歓迎する声明を発表している(注6)。

ミャンマーの天然資源に強い関心を持ち、地政学上もミャンマーを重要視している中国は、「人民が選ぶ政府への移行に一步を踏み出したことは、歓迎し肯定するに値する」として、総選挙支持の立場を表明し(注7)、また、ロシアも選挙を評価するコメントを発表している。

一方、選挙の公正性に疑問があるとして批判の姿勢を示した国際機関や国もある。例えば、国連の潘基文事務総長は11月8日、ミャンマー総選挙について、投票は参加者が制限されており、包括的とはいえず、透明性が不十分な状態で投票が行われたと批判し、軍事政権に対し、今後、信頼できるかたちでの民主主義への移行を進めるように促した。また、12月6日には、今後の2か月間がミャンマーの国際社会における将来を左右する重要な期間であるとも指摘している(注8)。

EUは、11月7日、アシュトン外務・安全保障政策上級代表が、「多くの面において国際的に受容できる水準に合致していない」と批判。軍事政権に対し、総選挙後の法

的正当性のある政権樹立に向けてすべての政治勢力との対話を開始することを要求した。また、EUは、対ミャンマー人権決議案を国連総会第3委員会に提出した。決議案には、ミャンマー政府が総選挙において自由で公正かつ透明性のある選挙を行わず、国際監視団や記者の受入れを拒否したことに触れ、国際社会が求める水準以下だったと強く批判している（注9）。

米国は、11月7日オバマ大統領が声明を発表（注10）し、「自由でもなく公正でもなく、正当な選挙について国際的に認められた基準をひとつも満たしていない。選挙は根本的な欠陥のあるプロセスに基づいており、政権が今後も抑圧を続け、包括性と透明性の制約を望んでいることを示すものだ」と強く批判した。また、クリントン国務長官は、「深く失望した。手続は欠陥だらけで、自由で公正な選挙ではなかった」として批判。軍事政権指導部との対話の可能性が残されていることを指摘しつつも、スー・チー氏の解放や人権の尊重を要求し、「こうした懸念が払拭されない限り、経済制裁を継続する」と述べている（注11）。

スー・チー氏の解放と民主化運動の行方

2003年5月以来、自宅軟禁の状態にあったスー・チー氏が、選挙投票日から6日後の11月13日に解放された。スー・チー氏は、「すべての民主化勢力とともに活動していく」と語ると同時に、軍事政権との対話にも前向きな姿勢を示し、激しく対立しているタン・シュエ SPDC 議長との面会を希望していることを明らかにした。

解放されたスー・チー氏とは、すでに国連のナンビア事務総長特別顧問をはじめ、ユン米国務副次官補、齊藤日本大使らが面会し、ミャンマーの民主化や経済制裁等について意見交換をしたとみられている。

今回の選挙は、軍事政権側の圧倒的な勝利という結果となったが、ミャンマー国民の民主化政党への支持が、特にミャンマー最大の都市ヤンゴンでは、低下したとはいえないとの指摘もある（注12）。NDFの当選者16人はすべてヤンゴン地域から選出されていることから、所得水準が比較的高い中間層や知識層が多いヤンゴン地域では、USDPによる選挙運動の効果が薄く、有権者による自由な投票行動がみられた可能性が指摘されている。ヤンゴン地域における16人というNDFの当選者数は、ミャンマー国民の民主化政党への支持を反映しているものと考えられることもできよう。

また、今回の選挙において注目すべきは、少数民族政党の存在である。少数民族政党は、少数民族の多く住む州において善戦し、前述のとおり第3党と第4党となった。ミャンマーの政治は、「軍事政権 vs. 民主化勢力」という対立だけではなく、それと同時に「ビルマ族 vs. 少数民族」という対立も抱えており、ミャンマーの政治において少数民族の動きは重要である。

スー・チー氏は少数民族との対話にも積極的な姿勢を示している。しかし、ビルマ族には伝統的に「ビルマ族至上主義」の考え方があり、少数民族の自治権を認め、ビルマ族と少数民族との融和をはかることができるかどうか、今後のミャンマーの民主化において大きな鍵となるとの見方もある。

注(インターネット情報はすべて 2010 年 12 月 13 日現在である。)

- (1) 下院にあたる国民代表院は、「人民代表院」、「国民議会」、「人民議会」といった日本語訳があるが、本稿では、外務省の訳に基づき「国民代表院」とする。また、上院にあたる民族代表院についても、「民族議会」と訳されている場合があるが、同じ理由により「民族代表院」とする。
- (2) ミャンマーの行政区分は、ビルマ族が多く居住する 7 つの地域 (Region) と少数民族が多く居住する 7 つの州 (State) に分けられる。
- (3) 5 つの政党は、選挙への参加要件とされた最低 3 選挙区への候補者の擁立ができずに選挙不参加となった。
- (4) 2010 年 12 月 8 日付選挙管理委員会発表による。今回の選挙では、治安上の理由で、国民代表院 4 議席、地方議会 2 議席で投票を実施しないことを選挙管理委員会が決定し、さらに国民代表院 1 議席、地方議会 2 議席の選挙が実施されなかった。従って、今回、実際に投票が実施された民選枠の議席数は、連邦議会 493 議席、地方議会 661 議席である。The Irrawaddy Burma Election 2010. <<http://www.irrawaddy.org/election/news/612-usdp-wins-765-percent-of-vote.html>>
- (5) 時事ドットコム 2010 年 11 月 19 日記事 <<http://www.jiji.com/jc/zc?k=201011/2010111900844>>
“Turnout Appears Light in Myanmar’s Election”, The New York Times, 2010.11.8.
<<http://www.nytimes.com/2010/11/08/world/asia/08myanmar.html?ref=myanmar>>
- (6) Kavi Chongkittavorn, “Burma’s post election: the implications for Asean”, The Nation, 2010.11.8.
<<http://www.nationmultimedia.com/home/Burma-s-post-election-the-implications-for-Asean-30141727.html>>
- (7) NHK ホームページ <<http://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/600/66168.html#more>>
- (8) 国際連合広報センターホームページ <http://www.unic.or.jp/unic/daily_news/2010>
- (9) 「ビルマ/ミャンマーの選挙についての EU を代表するキャサリン・アシュトン上級代表の声明」
駐日欧州連合代表ホームページ
<<http://www.deljpn.ec.europa.eu/modules/media/news/2010/101107.html>>
- (10) Statement by President Obama on Burma’s November 7 Elections, The White House Office of the Press Secretary, November 7, 2010. <<http://photos.state.gov/libraries/burma/895/pdf/PressReleaseonBurmaElectionbyPresidentObama.pdf>>
- (11) Statement by Secretary Clinton, Burma’s Elections, U.S. Department of State, Office of the Spokesman, November 7, 2010. <<http://photos.state.gov/libraries/burma/895/pdf/PressReleaseBurmaElectionbySecClinton.pdf>>
- (12) 工藤年博「ミャンマー総選挙結果を読む—「政治」は再開されるか」
<http://nexi.go.jp/service/sv_m-tokusyu/sv_m_tokusyu_1012-1a.html>

参考文献

- ・遠藤聡「ミャンマー連邦共和国憲法(抄訳・前編)」『外国の立法』No.241, 2009.9, pp.188-197.
<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/241/024108.pdf>>
- ・同 「ミャンマー連邦共和国憲法(抄訳・後編)」『外国の立法』No.243, 2010.3, pp.51-98.
<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/pdf/024303.pdf>>